

トライアル競技規則

本書は、UCI 競技規則第 7 章 TRIALS の中から、競技における採点方法等の規則を抜粋し、JBTA により補足を行なったものである。

＜＞内の数字は、抜粋元となる UCI 競技規則の章・条・項の番号

1. 採点方法と加点の対象

◆足着きや障害物との接触

1-1. 競技者はセクションの走行中、セクションコミッサーにより以下の採点方法に従って『罰則点を加点する方式』で採点される。1 セクションでの最大の点数は 5 点であり、5 点を宣告された競技者は速やかにセクションから退出する。

＜7. 1. 093＞

1-2. 地面（障害物を含む）に足を着く。・・・ 1 回毎に 1 点

- ・足とは、足首より下の部位を指す。
- ・足の着きなおしは、新たな加点対象となる。地面に足を着いた時点で 1 点、地面からわずかでも足が離れた後、足をもう一度地面に着いた場合は、さらに加点 1 点となる。
- ・足を着いた状態で自転車を進めたり、段差の上に引き上げる等のアクションを起こす事が出来るが、地面に着いた足を前後左右にずらした場合は足を着きなおしたと見なして、追加の加点の対象となる。
- ・足を着いた状態で、足を回転させた場合は、追加の加点の対象とならない。例えば足を着き、つま先を軸にして足を回転させた後、更にかかとを軸として足を回転させる等、軸を変更して足を回転させた場合は足を着きなおしたと見なして追加の加点の対象となる。



＜7. 1. 083＞

1-3. 地面または障害物に両足を同時に着く。・・・ 5 点
＜7. 1. 089＞



1-4. 片足が地面に着いた状態で、もう片方の足が自転車の中心線を完全に通過する。・・・ 5 点

- ・例えば、左足を地面に着いた状態で、右足が空中で自転車の左側に位置した時。競技者の靴を判定基準とする。

＜7. 1. 089＞



1-5. 障害物（地面を含む）に、ペダル / クランクまたは、アンダーガード / リングガードを着く。・・・ 1 回毎に 1 点



- ・複数箇所が同時に接触した場合は 1 点。
- ・複数箇所がわずかでも時間をおいて接触した場合は、接触の回数分の加点となる。
- ・接触したペダル / クランク、ガードやギア、及びチェーン等が、障害物に接したまま前後左右に動いた場合、新たな加点の対象となる。
- ・ペダル / クランク、ガードやギア、及びチェーンが、同時に障害物に接触し、また完全に同時に障害物から離れた場合は加点 1 点のままであるが、複数箇所がわずかでも時間をおいて地面 / 障害物から離れた場合は、接触箇所分の加点となる。

例)

- ペダルとガードが、同時に障害物に接触した …1 点
- 障害物から離れる際、ガードが先に障害物から離れ、次にペダルが障害物から離れた … +1 点

合計 2 点

- ・ペダルやアンダーガードが、地面 / 障害物に接触した状態で、更に足（つま先やかかと）が地面に接触した場合、新たな加点対象となる。

＜7. 1. 084＞



1-6. 身体の一部、あるいは自転車のタイヤ以外の部分を、障害物や地面に接してバランスを補正する。

・・・ 1 回毎に 1 点



- ・ジャンプの途中など、アクションの中で、障害物に擦ることは加点対象とならない。
- ・複数箇所が同時に接触した場合は、接触箇所分の加点となる。この点において、ペダル / ガードの規定と異なるので注意が必要である。
- ・接触箇所が、障害物に接触したまま動いた場合、新たな加点の対象となる。

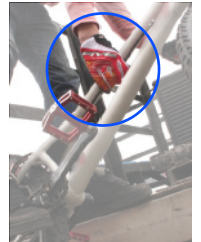
＜7. 1. 083＞

1-7. 自転車のハンドルバー以外の場所を手で持つ。

・・・ 5 点

- ・ジャンプで飛び乗るのが困難な高い段差において、競技者が障害物の上に足を着き、自転車を引き上げようとする状況で起こる場合が多い。
- ・この規則にて言及されるハンドルバーには、グリップ、ブレーキレバー、ステムが含まれる。

＜7. 1. 088＞



1-8. ハンドルバーを握っていない手で、地面または障害物に触れる。手首より先が判定基準となる。

・・・ 5 点

＜7. 1. 095＞



1-9. 落車、すなわち上半身の一部分が地面に着く。または、地面あるいは障害物に座る。

・・・ 5 点

- ・急角度の斜面や崖など、地面と壁面の区分で論争を呼ぶ可能性がある場所にセクションを設置しない事を推奨する。

＜7. 1. 092＞

◆走行ラインに関して

1-10. 一度セクションに進入した後、スタートラインから外に出る。前輪の車輪軸が判定基準となる。

・・・ 5 点

- ・セクション内、スタートラインの近くに高い段差がある場合、競技者は十分な助走を確保するため、出来るだけ自転車を障害物から遠ざけようとする状況で起こる場合が多い。

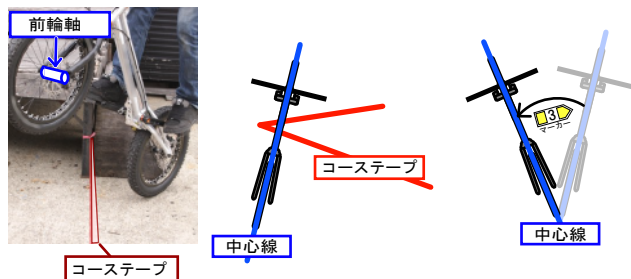
＜7. 1. 090＞

1-11. 前後輪の車輪軸の片方または両方、及び自転車の中心線がコーステープ、およびマーカーの上または下を通過する。

・・・ 5点

- ・物議の原因とならない様、セクションの設営時に配慮が必要である。

<7. 1. 086>



1-12. コーステープを持ち上げる、または切断する。

・・・ 5点

- ・競技者が高い障害物に向かう時、助走距離を確保しようと自転車をバックさせる場合に起こる場合が多い。

<7. 1. 086>



1-13. マーカーは、記入された数字を判読出来る向きに通過しなければ、マーカーを通過したと見なされない。



通過する正しい方向

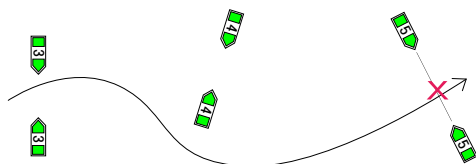
- ・マーカーは逆行(逆方向からの通過)しても良いが、「逆行x1回」は、「正方向への通過x1回」が無効となる。

例)

正方向 ⇒ 逆方向 ・・・ 不通過
逆方向 ⇒ 正方向 ・・・ 不通過
正方向 ⇒ 逆方向 ⇒ 正方向 ・・・ 通過
逆方向 ⇒ 正方向 ⇒ 正方向 ・・・ 通過

1-14. マーカーを番号順に通過しない。

・・・ 5点



- ・例えば、「3」と記入されたマーカーを通過した後、「4」を通過せずに「5」を通過した場合。「5」の左右のマーカーで結んだ線の上を前輪軸が通過した時点で5点となる。
- ・一度通過したマーカーは、再度通過して良い。

例) マーカーの通過する順番

1 → 2 → 3 → 1 → 4 → 5 → 3 → 2 → 6 加点無し

- ・一度通過したマーカーを逆行した場合は、上記<1-13>の通り、再度正方向から通過しなければならない。

<7. 1. 087>

1-15. 他のカテゴリーのマーカーで区切られた領域に侵入する。前後輪の車輪軸が判定基準となる。

・・・ 5点

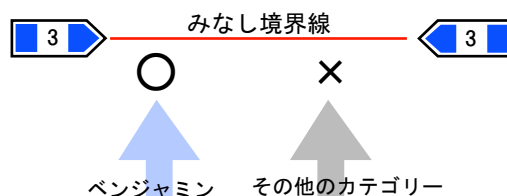
- ・自身が走行するカテゴリー以外の左右1対のマーカーの間には、コーステープと同様の境界線が存在すると解釈する。

右写真において、赤色のマーカーを走行するジュニアカテゴリーの競技者にとっては、白色のマーカーで挟まれた線がコーステープと同様の、走行ラインの境界線となる。

<7. 1. 087>



- ・左右1対のマーカーが設置されている場合は、マーカーの間にみなし境界線が存在するが、左右どちらか一方にのみマーカーが設置されている場合は、みなし境界線は存在しない。



ベンジャミン

その他のカテゴリー



全てのカテゴリー

コーステープ

- ・上の図では、青(3番)のマーカーは左右1対が設置されているので、青マーカーを走行するベンジャミンカテゴリー以外の競技者は、この青マーカーの間を通過した時点でコースアウト = 5点となる。

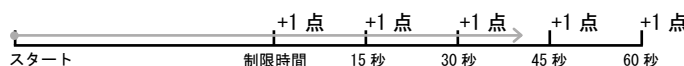
黄色(5番)のマーカーは左のみが設置されているため、みなし境界線は存在しない。全てのカテゴリーの競技者がこの黄色マーカーの右側を走行する事が出来る。

◆時間に関して

1-16. セクションを走行中に、設定された制限時間(一般的に2分30秒)を過ぎる。

・・・ 15秒毎につき減点1点

- ・例えば、あるセクションにおける制限時間が2分30秒である場合、2分31秒の時点で加点1点、2分46秒の時点でさらに加点1点…、となる。



<7. 1. 085>

1-17. 競技時間とは、競技開始より、全てのセクションの走行を終えて、スコアカードをオフィスに返却するまでの時間である。

設定された基準タイム内に競技を終了できなかった場合。

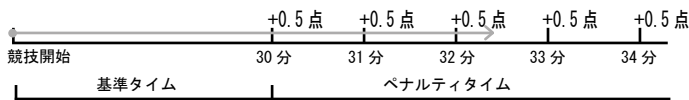
・・・ 1分毎に0.5点

<7. 1. 106>

1-18. ペナルティタイム内に競技を終了できなかった場合。

・・・ 失格

<7. 1. 107>



例)

基準タイム：30分 + ペナルティタイム：10分の競技大会においては…

32分15秒で競技を終了した競技者は 3分 × 0.5点 = 1.5点の時間超過の加点となる。

40分30秒で競技を終了した競技者は失格となる。

<7.1.107>

1-19. 一人ずつまたは数人のグループで数分毎に順番に競技を開始する形式において、競技開始時間より遅れて召集場所に来る。

・・・ 1分毎に1点

<7.1.096>

◆セクションの順番やサーキット内の移動に関して

1-20. セクションの番号順にセクションを走行する競技形式において、セクションの順番をとばす。

・・・ 10点

<7.1.098>

1-21. セクションの番号順にセクションにトライする競技形式において、3つ以上のセクションをとばす。

・・・ 失格

<7.1.100>

1-22. 定められたサーキットから離れる、またはサーキットをショートカットする。

・・・ 失格

・長距離のサーキットに配置されたセクションを、セクションの番号順に巡る形式においてのみ有効となるルールである。小さなエリアにセクションが密集して配置される場合や、セクションを 任意の順番で巡る形式においては、このルールは意味をなさない。

<7.1.101>

◆装備に関して

1-23. ヘルメット着用に関する規則を順守しない。

・・・ 10点

<7.1.108>

1-24. ボディナンバーおよびナンバープレートを、視認できない

◆外部からの援助に関して

1-25. 随行者の援助を受ける、または援助を求める。・・・ 10点

・競技中は、選手の関係者や随行者は選手に干渉してはならない。
・関係者や随行者が競技者に対して以下の行為を行う事は禁止される。

- セクションの入り口で競技者のために場所を取る。
- コミッセル / オブザーバーを非難する。
- セクション内に立ち入る。
- セクションを走行中の競技者に助言を与える。

競技者はセクションを走行中、セクションの残時間やセクションや競技の状況、その他競技結果に影響を与える一切の助言を受けてはならない。

- ・随行者は、選手がセクションを走行する際に危険が伴うと判断される場合、セクション・コミッセルの許可を得てセクション内に立ち入り、転倒した際に選手や自転車を受け止める為に危険箇所にて待機する事が出来る。
- ・随行者は、競技大会中に競技者の使用する自転車の修理を行う事が出来る。
- ・随行者は、競技者の荷物（飲食物、スペアパーツ、工具等）を競技者に代わって運ぶ事が出来る。
- ・Cadet 以下のカテゴリーおよびGirls カテゴリーにおいては、サーキットの移動に困難が生じる場合に限り、随行者が競技者の使用する自転車を運ぶ事が出来る。

<7.1.012><7.1.081><7.1.097>

◆その他の行為に関して

1-26. スコアカードを紛失する。

・・・ 10点

<7.1.098>

1-27. 競技を途中で放棄する。

・・・ 失格

<7.1.102>

1-28. セクションの状態を変更する。

・・・ 失格

・競技開始前または競技中に、自身または他の選手が走行しやすい様に、あるいは走行しにくい様に、その他如何なる理由においてもセクションの状況を意図的に変更してはならない。

<7.1.103>

1-29. 医師の承認なく、負傷した競技者が競技を継続する。

・・・ 失格

<7.1.104>

1-30. 反スポーツ的行動。

・・・ 10点

<7.1.099>

1-31. テクニカルデリゲートは、コミッセル・パネルの承認を得て、競技者の行為に対して規則書に記していない加点を与えることができる。

<7.1.105>

2. 異議申し立て

2-1. 競技者あるいは競技者の合法的代理人のみが、競技大会にて起こった事象に関して、競技運営陣および主催者に対して異議申し立てをする事が出来る。

<7.1.116>

2-2. 異議申し立ての期限は、当該カテゴリーの最後の競技者が競技を終了してから30分以内とする。

<7.1.117>

2-3. 集団による異議申し立て、競技時間や時間の管理、コミッセルや審判員の判定に対する意義は受容されない。

<7.1.118>

2-4. 提出された異議申し立てに対して、競技運営陣による協議の後、協議運営主任が裁定する。

<7.1.119>

使用機材

3-1. 競技の開始前、あるいは競技大会中において、競技者の使用する機材（自転車、競技者が着用するプロテクターおよび衣類）が規則に適合するか否か、競技運営陣による監査の対象となる。運営陣により、使用する機材が危険と判断された競技者は、規則の条項に違反していなかったとしても、競技を開始・継続する事を認められない。運営陣から与えられた機材に対する指示に従わない競技者は、いかなる競技大会にも参加を認められない。

<7. 1. 061>

◆自転車

トライアル競技大会において使用する自転車は以下の規則に従わなければならない。

3-2. フレームは、過酷なトライアル走行に耐えるに十分な強度を有し、クラック（亀裂）、曲がり、その他の故障や欠陥があってはならない。

<7. 1. 072>

3-3. タイヤには、チェーン、ロープその他一切の装置を取り付けてはならない。

<7. 1. 072>

3-4. トライアル競技に使用する自転車は、前後のホイールに有効に機能するブレーキを有していなければならない。

<7. 1. 074>

3-5. ハンドルバーには亀裂や、使用により生じた曲がりがあるてはならない。両端にはパーエンドキャップを取り付けなければならない。

<7. 1. 076>

3-6. ペダルは、クランクアームに確実に取り付けられ、ペダルのボディは遊びが無い様調整されていなければならない。ペダル軸は、トライアル競技の過酷な使用に耐え得る強度を有さなければならない。ペダルケーシング（ペダルのピン）は、危険を及ぼさない程度に鋭く、競技者の靴が滑りにくいデザインでなければならない。トゥクリップ、トゥストラップ等、靴とペダルを固定する物は使用できない。

<7. 1. 075>

3-7. 26 インチクラスを走行する自転車は、車体右側に1つだけリング状のガードを装着することができる。その他のガード（アンダーガード等）を装着する事は出来ない。

<7. 1. 075>



リングガードはクランクに取り付けるケースが多い



20 インチ以下の自転車に用いられるアンダーガード

3-8. 競技者は競技大会中に自転車に故障が生じた場合、他の自転車（スペア等）を使用する事が出来る。ただし、使用する自転車は常に UCI 競技規則に則した状態でなければならない。

3-9. 競技大会中、競技者以外の人間が自転車の修理を行なう事が出来る。ただし、修理は他の競技者の妨げとならない、安全な場所で行なわれなければならない。

◆衣服とプロテクター

3-10. 競技大会におけるセクション走行中、練習走行中およびサーキット内の移動中、競技者は常にヘルメットを着用しなければならない。また、ヘルメットのあごひもは確実に締められていなければならない。

競技者は、Snell、ANSI および DIN 33954 等の高度の規格に適合するヘルメットを選択する義務がある。

<7. 1. 062>

3-11. ジャージ（上半身の着衣）は、トライアル走行に適した、長袖または半袖の物を着用しなければならない。

<7. 1. 063>

3-12. ズボン（下半身の着衣）は、トライアル走行に適した長ズボンまたは半ズボンを着用しなければならない。

<7. 1. 064>

3-13. 靴は、頑丈な物を着用しなければならない。

<7. 1. 065>

3-14. シンガード（すねあて）等、下腿のプロテクターと脊椎プロテクターの着用を強く推奨する。

<7. 1. 066><7. 1. 067>

3-15. グローブを着用する事を推奨する。

<7. 1. 067>

3-16. 世界選手権大会、大陸大会に参加する競技者はナショナルジャージの着用を義務付けられる。

<1. 3. 059><7. 1. 069>

3-17. 世界選手権の勝者（世界チャンピオン）は、翌年の世界選手権の前日までに出場する全ての競技大会において、レインボージャージ（世界チャンピオンジャージ）を着用しなければならない。

全日本選手権の勝者（日本チャンピオン）は、翌年の全日本選手権の前日までに出場する全ての競技大会において、ナショナルチャンピオンオンジャージを着用しなければならない。この規定はチャンピオンを獲得した、競技・クラス・カテゴリーに出場する場合に限る。

例) 20 インチ・ジュニアクラスでチャンピオンとなった者は、20 インチ・エリートクラスや 26 インチの各クラスに出場する際はチャンピオンジャージを着用してはならない。

また、トライアル以外の自転車競技に出場する際も、チャンピオンジャージを着用してはならない。

競技大会に限らず、世界チャンピオン / 日本チャンピオンとして公の場に露出する場合は常にチャンピオンジャージを着用しなければならない。

<1. 3. 064><7. 1. 070>